

# 令和3年度（2021年度） ひめじ I J U 定住奨学金返還支援制度 募集要項

姫路市では、日本学生支援機構の奨学金の返還義務のある方が市内に定住し、播磨圏域連携中  
枢都市圏※内で働く方を対象に、奨学金の返還を支援します。（最大 150 万円）

※ 播磨圏域連携中枢都市圏  
姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、宍粟市、加西市、たつの市、  
稲美町、播磨町、福崎町、市川町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

## 1 申請受付期限

令和4年1月28日（金）まで（期限厳守、郵送の場合は当日消印有効）

## 2 募集人数

20人（選考あり）

## 3 支援内容

奨学金の返還残額（就業日時点）の2分の1（上限150万円） ※1,000円未満の端数切り捨て

## 4 応募要件（次の①～⑥全ての要件を満たす方が応募できます。）

- ① 日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）の貸与を受け、返還義務のある方
- ② 令和3年度に大学等※<sup>1</sup>を卒業見込みの方、または、既卒（令和2年度までに卒業）の方  
（既卒の方は、応募時点で姫路市外に住民登録のある方に限ります。）
- ③ 令和3年4月1日時点で35歳以下の方
- ④ 次のアイいずれかに該当する方（公務員の方、既に播磨圏域で就業されている方を除く）
  - ア 播磨圏域連携中枢都市圏内に本社のある中小企業※<sup>2</sup>で正社員としての就職が内定して  
おり、その企業が日本標準産業分類に規定する次のいずれかの業種に該当する方  
・ 製造業（製造・開発技術者、情報処理・通信技術者として就業する方又はその見込み  
である方）  
・ 建設業（建築技術者・土木技術者・測量技術者として就業する方又はその見込みであ  
る方）※<sup>3</sup>
  - イ 播磨圏域連携中枢都市圏内で主として第一次産業に従事（自営業を含みます。）する方  
・ 農業、林業、水産業
- ⑤ 平成28年4月1日以降、姫路市を除く播磨圏域連携中枢都市圏内に住民登録のない方
- ⑥ 市税及び奨学金の滞納がない方

### ※1 「大学等」とは

大学院、大学、短期大学、高等専門学校（4年次以上のみ）、専修学校（専門課程のみ）

### ※2 「中小企業」とは

資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 または 常時使用する従業員の数が300人以下の会社・個人  
（中小企業基本法に定める「中小企業者」をいい、製造業・建設業・第一次産業にあつては上記が該当します）

### ※3 建設業は、以下のいずれかに該当する方

ア) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校において、建築士法第14条第1号～第3号で指定する建築に関する科目  
を修め、建築技術者として就業

イ) 大学等で建設業法施行令第27条の5第1項に定める学科を修め、土木技術者等（建設機械施工、土木施工管理、  
建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、造園施工管理の技術者）として就業

ウ) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校において、測量法施行令第14条の規定に相当する科目を修めるか、  
測量法第50条第3号または第4号の国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設である専門学校に  
おいて、専門の知識及び技能を修得し、測量技術者として就業

## 5 支援要件

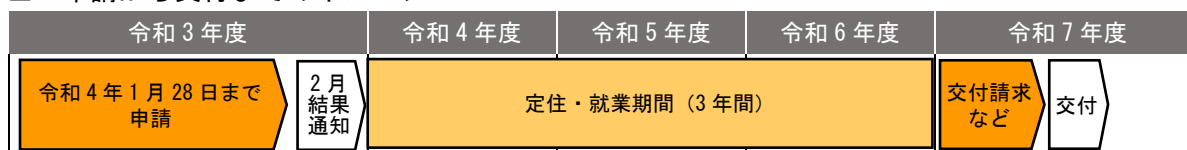
- ① 卒業見込みの方は大学等を卒業すること
- ② 応募時に内定を得た中小企業に3年以上勤務するか、第一次産業に3年以上従事し、  
就業日以降、姫路市内に3年以上居住すること
- ③ 市税及び奨学金の滞納がないこと

## 6 支援方法

支援要件を達成された後に、交付決定を受けた方の請求に基づき、一括して交付します。

※ 補助金は、姫路市が日本学生支援機構に代理納付（奨学金の繰上返還に充当）します。

### ■ 申請から交付までのイメージ



## 7 申請方法

下記(1)～(6)の書類を、郵送または持参により、姫路市 政策局 高等教育室（市役所7階）へ提出してください。

### 申請に必要な書類

- (1) ひめじ I J U 定住奨学金返還支援補助金交付申請書
- (2) 自己PR書  
※ 申請書・自己PR書は、姫路市HPで様式のダウンロードを行ってください。  
<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000011499.html>
- (3) 住民票の写し（平成28年4月1日以降の申請者本人の居住歴が分かるもの）
- (4) 在学証明書 または 卒業証明書
- (5) 学業成績証明書
- (6) 雇用される予定の方は、内定を得たことが確認できる書類

## 8 支援対象者の決定

書類審査などによる選考を経て、対象者を決定します。結果は令和4年2月ごろ、書面で通知する予定です。

審査項目：修学内容、奨学金種類（第一種を優先）、保有資格、自己PR書 等

## 9 その他

- ・補助金は日本学生支援機構へ直接支払いますが、補助金の額が補助金交付時の返還残額を上回る場合は、残額を本人に支払います。
- ・ひょうごで働こう！U I J ターン広報・就職促進事業における姫路市移住定住支援金や、他の自治体などが行う奨学金返還支援制度を利用することはできません。（兵庫県が神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市と実施している中小企業就業者確保支援事業の支援も受けることができませんのでご注意ください。）

## 10 申請・問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 政策局 高等教育室（市役所7階）

電話：079-221-2536 FAX：079-221-2186

姫路市は、未来を担う若者を応援しています！

皆様のご応募をお待ちしています。



しろまるしめ